陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	
生活隊舎(瑞鳳)Ｗｉ-Ｆｉ整備に伴う配線，機器設置及び各ネットワーク設定役務		第　１３　号	
		作　成	令和　８年　１０月７日
		変　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	仙台駐屯地業務隊厚生科

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊仙台駐屯地において実施する生活隊舎(瑞鳳)（以下，「隊舎」という。）のＷｉ－Ｆｉ整備に伴う光回線終端装置（以下，「ＯＮＵ」という。）設置のための壁面貫通，ＯＮＵとの接続のためのケーブル等の敷設及びルーター等機器設置並びに各ネットワーク機器の設定役務（以下，「本役務」という。）について規定する。

併せて，無線ＬＡＮ設備の設計及び施工にあたり示された基準数等による他，施設の構造，利用状況，電波環境を踏まえたサイトサーベイ等調査（以下，「試験・測定」という。）を実施し，その結果に基づくアクセスポイント等の配置・最適化について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＤによる。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書及び見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＤ　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９Ｅ　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b)　法令等

政府機関等対策基準策定のためのガイドライン(令和７年度版)（令和７年７月１日内閣官房国家サイバー統括室）

建築保全業務共通仕様書　令和５年度版（国営保第１３号。令和５年１１月８日）

c)　**公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)　令和７年度版**（国営設第２５号。令和７年５月１２日）

労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a)　本役務は，**政府機関等対策基準策定のためのガイドライン**に基づき必要な対策を講じて，仙台駐屯地内にある生活隊舎（瑞鳳）にＷｉ-Ｆｉ設備として，ケーブルを敷設し，ルーター，ＰｏＥハブ及びアクセスポイント等の関連機器を設置し各ネットワーク機器の設定をするものとする。

b)　本役務の実施に当たっては，**建築保全業務共通仕様書**及び関連法規等に基づき実施するものとする。

c)　本役務は，**公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）**に基づき，実施するものとする。

d)　設置に必要な器材，接続機器等は，契約相手方の負担とする。

e)　ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９Ｅの2.2による。

f)　契約相手方は，本役務の実施に当たり，技術上当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。

2.2　役務対象

本役務の対象は，**表１，別図１，２**に示すケーブル敷設及び機器設置対象物とする。

交換対象建物	住所	数量(箇所)
陸上自衛隊仙台駐屯地内生活隊舎(瑞鳳(８階建))(No.３４８)	宮城県仙台市宮城野区南目館１番１号	1

表１　－　ケーブル敷設及び機器設置対象物

2.3　役務内容

役務内容は，次による。

a)　**壁貫通**

隊舎西側２階天井裏付近の外壁に壁厚２００～２５０mm程度の壁を５０φで貫通し（外壁から内側天井付近に通じる引込穴として使用），外壁貫通穴を覆うボックス及び引込ケーブル用コの字型フックを設置する。

※　壁貫通の際は，壁面内部の鉄骨を損傷することなく貫通するものとする。

b)　**機器間の接続等**

隊舎２階に設置されたＯＮＵと接続をするためのパッチケーブル等の敷設，ルーター，ハブ及びアクセスポイント等の関係機器を接続，設置・設定する。

c)　**敷設するケーブル等，基準とする主品目の規格等は表２のとおり。**

No.	品目	規格等（同等品以上）	単位	数量 (基準)
1	引留金具（コの字)	RUCT	個	1
2	入線カバー（ＢＯＸ）	WP9631W	個	1
3	ステンレス製プルボックス（被蓋）	250mm×250mm×250mm SUS	個	1
4	・電線管(合成樹脂製可とう電線管φ22ｍｍ） ・厚鋼G(防水，防錆等)	PF22，厚鋼管G22(錆・腐食塗布仕様） ※防水等が必要な箇所については，厚鋼管を使用するものとする。	ｍ	60
5	電源線	EM-EEF/F 3×2.0（三線2mm）	ｍ	80
6	ＵＴＰケーブル	CAT6	ｍ	1500
7	機器収容等棚板	日東工業RD13-31ES	台	1
8	パッチケーブル	CAT6A（2m）	本	1
9	業務用高機能ルーター	ヤマハRTX1300	台	1
10	フロアハブ（8ポート）	CX6000 Aruba	台	8
11	ハブブランケット	BP23-2T	式	1
12	ハブボックス	650mm×650mm×250mm(1 台)，400mm×500mm×80mm(7台)	台	8
13	Wi-Fi6対応 無線アクセスポイント （各階３台基準）	AP515 Aruba（取付金具含む）	台	24

表２　－　敷設ケーブル等主品目の規格等

※　品目及び数量は，経済性及び標準的な構成を考慮し，基準とする数量を示すものである。ただし，実施に当たってはサイトサーベイ及び電波環境調査等の結果に基づき，無線ＬＡＮの電波環境及び通信品質を確保するため，必要に応じて各機器の数量，設置位置，配線経路及びケーブル長等を調整した上で，各機器等の設置・設定を行うものとする。

なお，サイトサーベイ等の結果により数量等の変更が生じる場合は，発注者と協議の上，決定するものとする。

d)　設置する関係機器の適合性の確保

本役務で設置する関係機器は，官側が別途契約する「生活隊舎(瑞鳳)光回線終端装置(ＯＮＵ)装置設置及び機器設定役務」(仕様書番号１１）及び「生活隊舎（瑞鳳）用Ｗｉ－Ｆｉ通信役務」(仕様書番号１２）において使用可能なこと。

e)　通信品質の最適化・均一化

主品目等においては数量等を基準として定めるも，関係機器の設置（敷設）位置においては，別図２対象施設のサイトサーベイの結果に基づき，経済性及び無線ＬＡＮの通信品質を考慮した上で，各機器の最適な位置を決定するものとする。

また，８階建て各階の無線ＬＡＮにおける電波強度及び通信品質の均一化を図るものとする。

f） ケーブル等を敷設する際の管路の新(増)設及び既設管路の使用

各種ケーブル庫内（配線盤）における既設管路または対応しうる管路を新設・増設，使用し本役務を実施するものとする。

管路新(増)設の際は天井裏等を利用し，露出配管を避けて敷設するものとする。

g） 機器の設定

発注者が指定する固有のＳＳＩＤ及びパスワードを設定できること。また，アクセスポイントの設置場所は，最も効果を発揮できる場所を選定しＬＡＮケーブル等の敷設を行うとともに，各ネットワーク機器の設定を実施し運用可能なものにすること。

h） ＰｏＥ給電

アクセスポイントへのＰｏＥ給電について，接続する機器の必要電力を満たすものとし，スイッチのＰｏＥ給電要領に十分な余裕を確保し拡張性を考慮すること。

2.4 電気等に係る作業

設置する関係機器において電気を必要とするものは，空回路または分岐可能な回路を用いて，コンセントを分電盤庫内または至当な位置に設置するものとする。また，必要な配線，電源，管路，支持金具，ボックス類等を含めて施工すること。

この際，第２種電気工事士以上の資格を有する者が実施するものとし，設置する関係機器の導通確認試験を実施するものとする。

3 品質保証等

監督・検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.1 使用機器等の品質

a） 使用機器及び部材

本役務で使用する機器及び部(線)材について，性能確保の観点から表２に合致しているか，同等品以上の性能であるかを確認し使用現品の点検・確認を受けた後に使用するものとする（品質・性能証明証書をもって確認が得られる場合を除く。）。

なお，天井裏その他の隠れた部分及び敷設する管路及びケーブルについて，適正な材料，規格及び施工方法が確保されていることを確認するため，施工完了後，必要

に応じて開放検査を実施するものとする。なお検査後の原状回復は契約相手方が行うものとする。

b) **施工完了後の正常作動の確保**

施工完了後，各アクセスポイントについて試験・測定を実施し，設計上要求される無線ＬＡＮの通信品質が確保されていることを確認するものとし，正常動作についてのデータを提出するものとする。

この際，各階における電波強度及び通信品質を均一化した結果を含めたものとする。

なお， 試験・測定は，監督官立会のもと実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 安全管理

安全管理については，**労働安全衛生法**及び関連法規等に基づき，事故防止を図るものとする。

4.2 調整会同

a) 契約相手方は，本役務の円滑な実施に資するため，**表３**により官側が開催する調整会同に参加し，実施時期等を決定するものとする。

時期	内容	場所
契約後速やかに	関係法令等に基づく登録，作業工程，有資格者，業務計画書案の確認 その他本役務の実施に必要な事項	監督官が指定する場所
現場作業開始前	業務計画書，作業計画書の確認 その他本役務の実施に必要な事項	
現場作業終了後	作業完了報告書案の確認 その他本役務の実施に必要な事項	

表３ － 調整会同

b) **通信業者との調整会同**

監督官の指示により，ＯＮＵ設置業者である通信業者との調整会同を実施し，壁貫通穴，敷設，機器設置位置等及び設置機器の適合性等における細部について調整・確認するものとする。

4.3 提出書類

提出書類は，**表５**のとおりとし，部数は各１部とする。

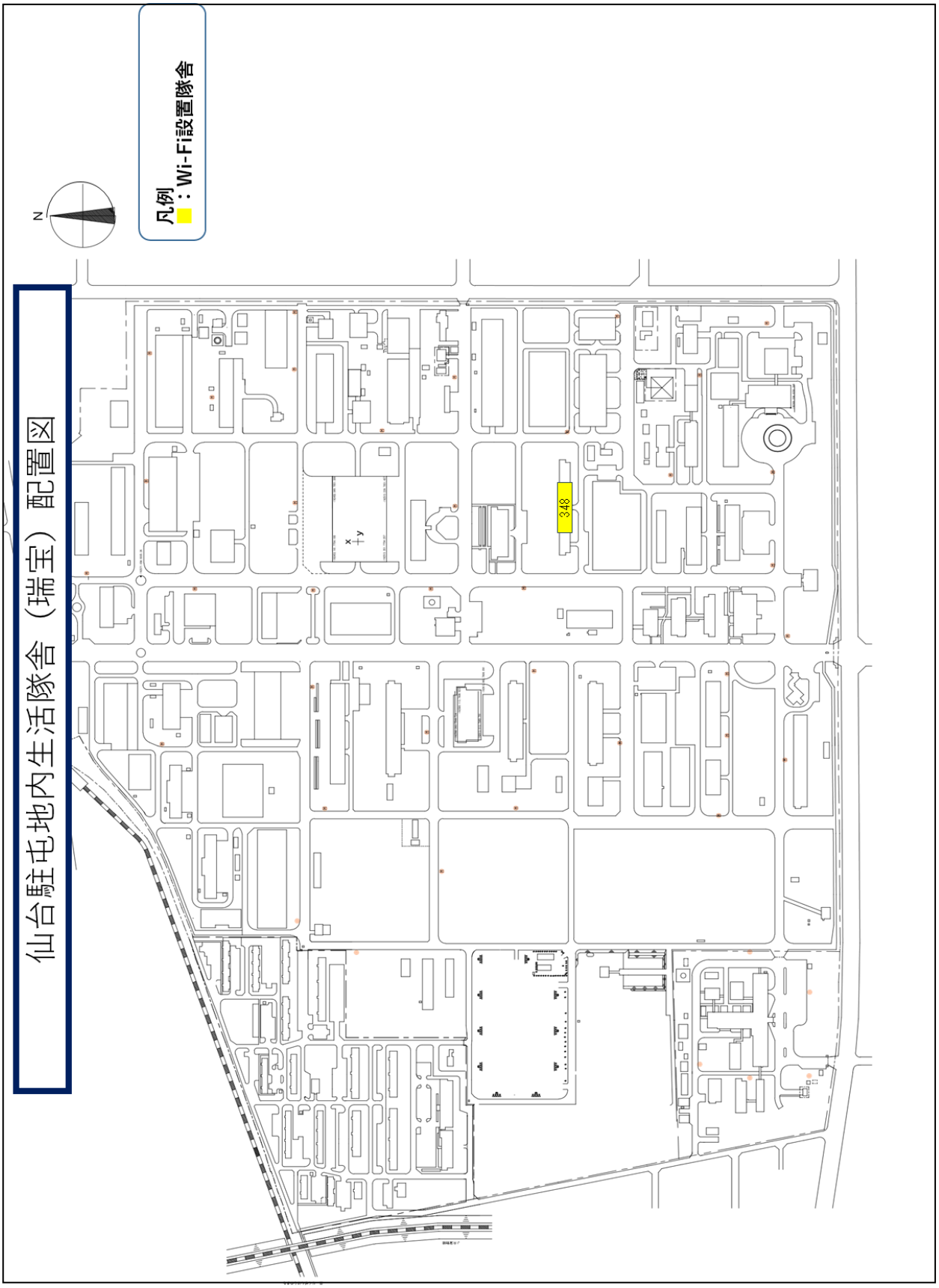
書類名	内容	様式	提出期限

業務計画書	実施体制，全体工程，登録状況，保有資格等	任意	契約後，速やかに
作業計画書	作業別の実施日時，内容，手順，範囲，業務責任者，従事者，安全管理等	任意	各作業着手１週間前まで
役務日報	作業実施日毎の実施時間，内容，範囲，作業責任者，従事者，特記事項等	任意	作業実施日の翌日
作業完了報告書等	作業報告書（作業記録写真を含む。） ・隊舎壁貫通箇所図 ・ルーター・ＡＰ設置位置図 ・ＬＡＮ配線図 ・ネットワーク構成図 ・電気配線等図（管路図含む） ・電波測定・通信試験結果(サイトサーベイを含む) ・使用機器一覧，取扱説明書，保証書 ・その他監督官が指示する事項	任意 （法定様式を除く。）	納期の前日まで

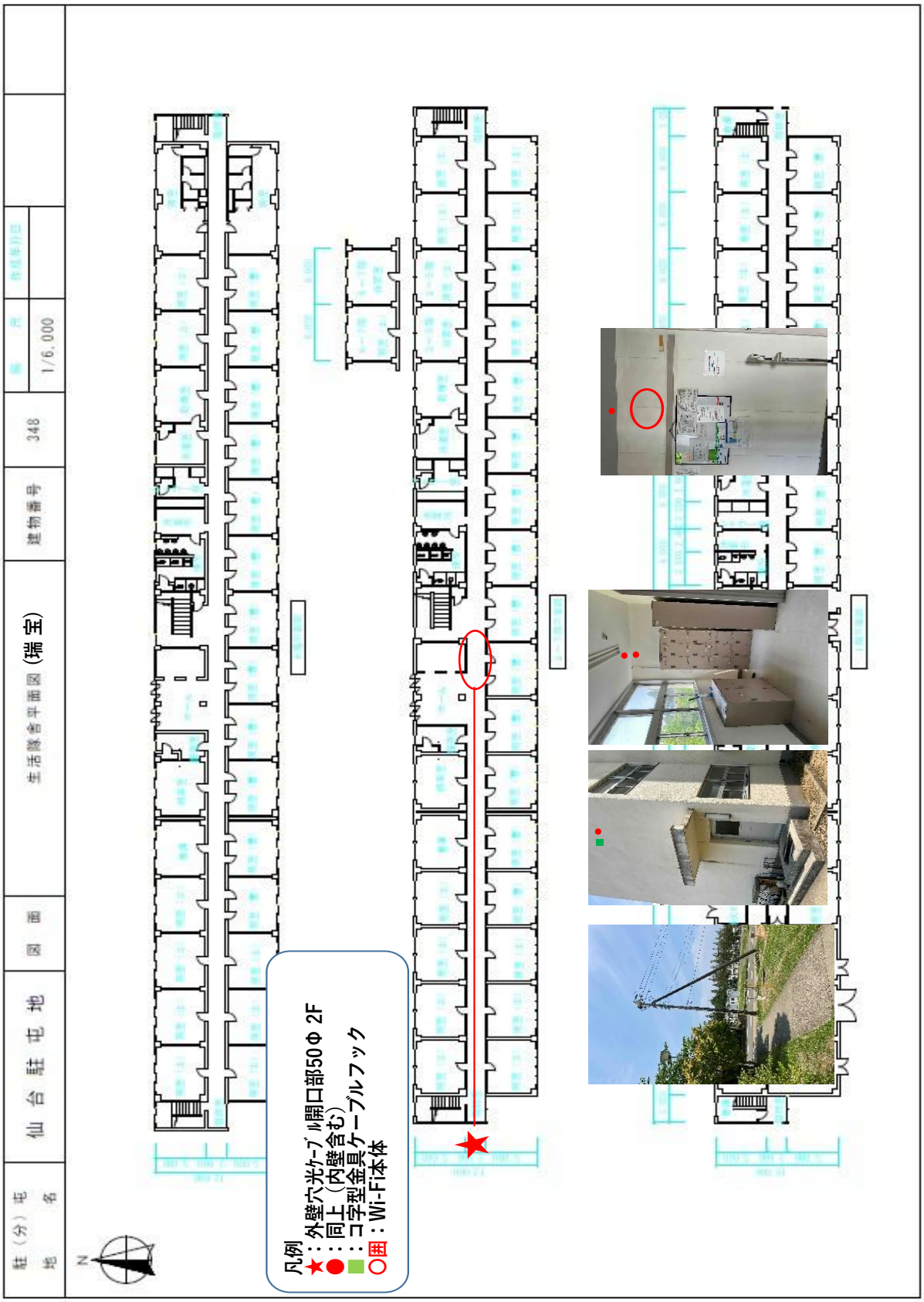
表４　－　提出書類

4.4　その他

契約の相手方は，この仕様書に疑義を生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。



別図１　－　ケーブル敷設及び機器設置対象物



別図２　－　ケーブル敷設及び機器設置対象物